

# 最近の家畜衛生をめぐる情勢について

令和5年9月  
消費・安全局動物衛生課



# 動物衛生課の組織・関係法律

## 動物衛生課の組織

消費・安全局

動物衛生課

・総括及び総務班

・保健衛生班

家畜防疫対策室

・防疫企画班

・防疫業務班

・防疫指導班

・野生動物対策班

・調査分析班

・病原体管理班

国際衛生対策室

・国際衛生企画班

・多国間調整班

・リスク分析班

・輸出検疫環境整備班

・輸入検疫企画班

・査察調整班

・検疫業務班

## 動物衛生課関係法律

法律名	概要
家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号)	家畜の伝染性疾病の発生予防、家畜伝染病のまん延防止、輸出入検疫等により、畜産の振興を図る。
狂犬病予防法 (昭和25年法律第247号)	狂犬病の発生予防、まん延防止及び撲滅により、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る。
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (感染症法) (平成10年法律第114号)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に必要な措置を定めることにより、感染症の発生予防及びまん延防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図る。
家畜保健衛生所法 (昭和25年法律第12号)	家畜の伝染病の予防、家畜の保健衛生上必要な試験・検査等に関する事務を行うことにより、地方における家畜衛生の向上を図り、もって畜産の振興に資する。
牛海綿状脳症対策特別措置法 (平成14年法律第70号)	BSEの発生予防及びまん延防止のための特別の措置を定めること等により、安全な牛肉の安定的な供給体制を確立し、もって国民の健康保護及び生産者、関連事業者等の健全な発展を図る。

# 我が国における家畜防疫体制

- 国は、都道府県、動物衛生研究部門等と連携し、国内の家畜防疫に関する企画、調整、指導等を実施するとともに、動物検疫所を設置し、国際機関とも連携して輸出入検疫を実施。
- 都道府県は、家畜防疫の第一線の機関として家畜保健衛生所を設置し、防疫対策を実施。国は、家畜保健衛生所の整備支援、職員の講習等を実施。
- また、全国及び地方の各段階で家畜畜産物衛生指導協会等の自衛防疫団体が組織され、予防接種等生産者の自主的な取組を推進。



## 【我が国の家畜飼養状況】

肉用牛	386百戸	269万頭
乳用牛	126百戸	136万頭
養豚	33百戸	896万頭
採卵鶏	17百戸	1億3千万羽
ブロイラー	21百戸	1億4千万羽

令和5年2月1日現在

## 自衛防疫団体

## 国際獣疫事務局（WOAH）等の国際機関



### 動物検疫所



本所

8支所、18出張所  
家畜防疫官 526名  
(令和5年3月現在)

### 農林水産省 消費・安全局



都道府県  
家畜保健衛生所  
167か所  
(病性鑑定施設を含む)

獣医師 1,993名  
(令和5年4月1日現在)

(厚) 保健所 468か所  
(令和5年4月1日現在)

動物医薬品検査所  
農研機構動物衛生研究部門

# 家畜保健衛生所等の設置状況

(令和5年4月1日時点)

○ 家畜保健衛生所：117か所

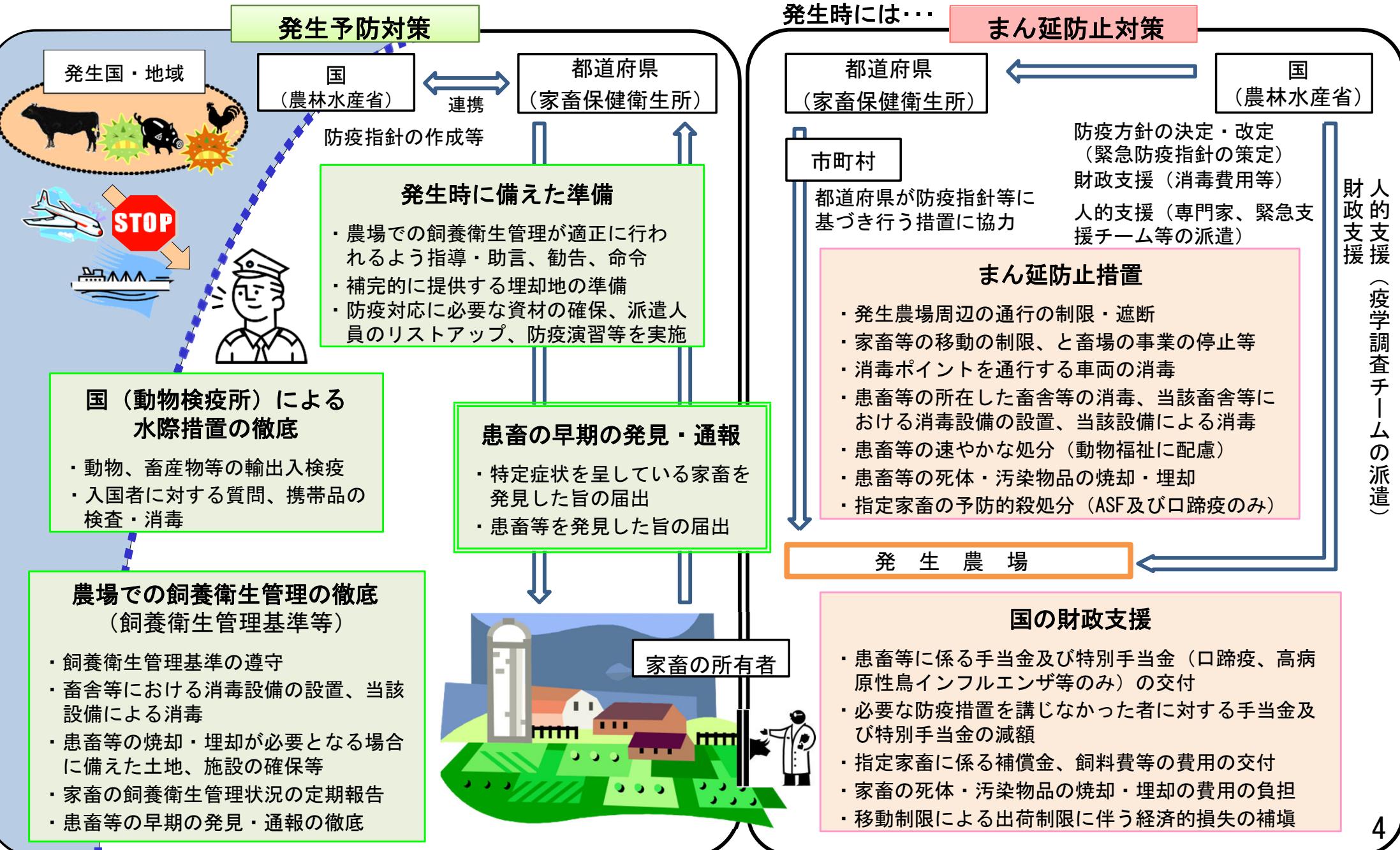
● 病性鑑定家畜保健衛生所等：50か所

(各都道府県の中核を担う病性鑑定家畜保健衛生所等のみ)



# 家畜伝染病予防法の概要

家畜伝染病予防法の目的：家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止により、畜産の振興を図る。



# 国の財政支援（家畜伝染病予防費の概要）

国（農林水産省）

発生予防の取組

まん延防止の取組

口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の発生

- ・患畜・疑似患畜のと殺、焼埋却等
- ・移動制限区域の設定

- ・消毒ポイントの設置
- ・発生状況確認のための検査

都道府県

- ・家畜防疫員の旅費  
【法第60条第1項第1号：10/10】
- ・動物用生物学的製剤  
(ワクチン等)の購入費  
【法第60条第1項第5号：1/2】
- ・薬品(消毒薬等)の購入費  
【法第60条第1項第7号：10/10】

等

都道府県

- ・野生動物に使用する動物用生物学的製剤の購入費  
【法第60条第1項第6号：1/2、10/10】
- ・野生動物の検査、注射、薬浴等に要した費用  
【法第60条第1項第8号：1/2、10/10】
- ・衛生資材(保護衣、注射針等)の購入費  
【法第60条第1項第9号：1/2】
- ・消毒ポイントの運営に要する費用  
【法第60条第1項第10号：1/2】
- ・焼埋却に要する費用  
【法第60条第1項第11号：1/2】
- ・移動制限等に起因する売上げの減少額等の補填を行う場合の支援  
【法第60条第2項：1/2】

等

家畜の所有者

- ・と殺家畜に対する手当金  
【法第58条：評価額の1/3、4/5】  
※ 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等の患畜及び疑似患畜については、特別手当金を交付し、評価額の10/10を交付する。
- ・予防的殺処分を実施した場合の補償金  
【法第60条の2：評価額の10/10】
- ・焼埋却に要する経費  
患畜・疑似患畜【法第59条：1/2】  
予防的殺処分【法第60条の2：10/10】

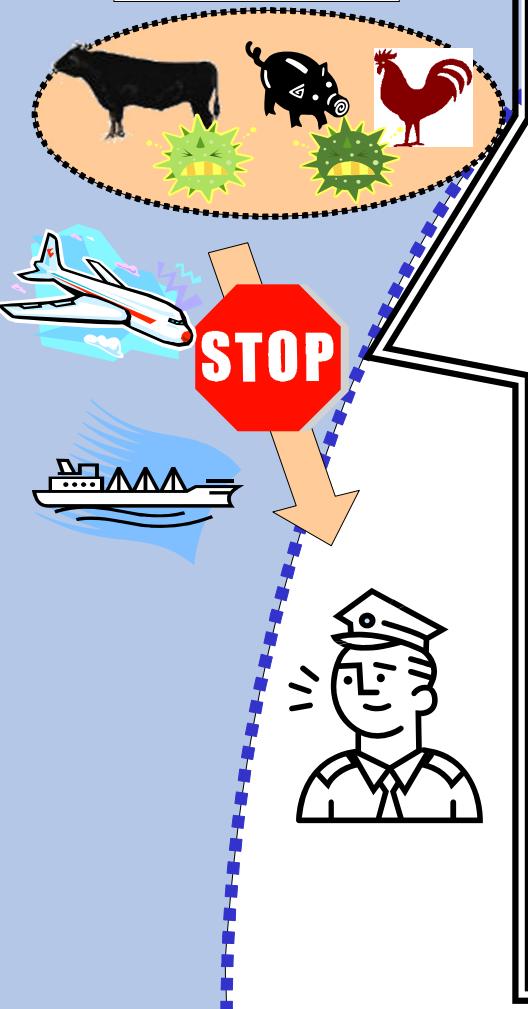
家畜伝染病予防費負担金

患畜処理手当等交付金

# 国際空港・海港における水際検疫の概要

- 海外から口蹄疫、アフリカ豚熱等の侵入を防ぐため、空港及び海港において入国者の靴底消毒・車両消毒、旅客への注意喚起、検疫探知犬を活用した手荷物検査などの動物検疫措置を徹底。
- 令和2年3月に家畜伝染病予防法が改正され、令和2年7月1日より、出入国者に対する質問、携帯品の検査や、違法畜産物を廃棄することが可能となり、ウイルス侵入防止措置を一層強化。

## 発生国・地域



## 国際空港及び海港における旅客に対する水際対策

### 動物検疫に関する注意喚起



### 動植物検疫探知犬による手荷物検査



### 発生国からの入国者への質問の実施



### 消毒マットを用いた靴底消毒



Q 1.

過去1週間以内に牛、豚、鶏などの家畜に接触したり、牧場、と畜場などの畜産施設に立ち寄りましたか？

Q 2.

家畜やその糞尿、牧場等の土に触れた衣類や靴などを所持していますか？ハム、ソーセージなどの肉製品を所持していますか？

Q 3.

日本国内で、1週間以内に家畜に触れる予定がありますか？

(必要に応じ、英語、中国語、韓国語等を記載した資料を使用)

# 水際対策の強化について

- 令和2年7月に改正家畜伝染病予防法施行。水際検疫における家畜防疫官の権限を強化（輸入禁止品に係る廃棄権限の付与等）。
- 令和2年度末に全国で検疫探知犬を140頭へ増頭。
- 平成31年4月から、有識者、警察等に相談の上、携帯品検査の対応を厳格化。
- 令和5年8月31日までに携帯品検査においては6件10名、郵便物検査においては2件4名の逮捕事例。

## ○携帯品検査における家畜伝染病予防法違反（輸入禁止品の持込み）による逮捕事例 <令和5年8月31日時点>

	逮捕日	国籍	違法持込み日・違反品	警告書交付日
1	令和元年7月21日	ベトナム人1名	令和元年6月13日 (羽田空港、かも目の卵約25kgと偶蹄類の肉約10kg)	警告書1回目： R元. 6. 13
2	①令和元年8月6日、 ②令和5年8月27日	①日本人2名、 ②フィリピン人1名	令和元年5月17日 (福岡空港、ソーセージ等91.9kg)	警告書1回目： R元. 5. 10 警告書2回目： R元. 5. 17 警告書3回目： R元. 5. 31
			令和元年5月31日 (中部空港、豚鶏肉調製品20.2kg)	
3	同9月3日	タイ人1名	令和元年9月3日 (羽田空港、ソーセージ1.0kg)	警告書1回目： R元. 6. 1 警告書2回目： R元. 8. 24 警告書3回目： R元. 9. 3
4	同10月15日	ベトナム人3名	令和元年6月下旬から8月中旬にかけて複数回 (関西空港、豚肉・犬肉等 計24.9kg)	(略)
5	令和2年1月21日	タイ人1名	令和元年11月25日 (成田空港、ソーセージ10.5kg)	警告書1回目： R元. 11. 10 警告書2回目： R元. 11. 25
6	同3月6日	台湾人1名	令和元年11月14日 (中部空港、血餅 計50kg)	警告書1回目： R元. 11. 2 警告書2回目： R元. 11. 14

## ○郵便物検査における家畜伝染病予防法違反（輸入禁止品の持込み）による逮捕事例 <令和5年8月31日時点>

	逮捕日	国籍	違法持込み日・違反品
1	令和4年2月28日 3月1日	中国人3名	令和3年5月～6月 (関西空港、肉製品 計395.5kg)
2	令和5年1月25日	中国人1名	令和4年10月～11月 (関西空港、肉製品 計11.5kg)

## ○摘発上位国の状況【携帯品】<令和4年（速報値）>

	国名	件数（件）	重量（kg）
1	ベトナム	8,121(14.9%)	7,869(22.0%)
2	フィリピン	7,411(13.6%)	5,184(14.5%)
3	韓国	4,907(9.0%)	3,297(9.2%)
4	中国	4,217(7.7%)	2,690(7.5%)
5	タイ	4,059(7.5%)	1,787(5.0%)
6	アメリカ	3,802(7.0%)	1,346(3.8%)

※()内はそれぞれ総件数、総重量に対する割合

## ○摘発上位国の状況【郵便物】<令和4年（速報値）>

	国名	件数（件）	重量（kg）
1	中国	42,020(79.4%)	46,811(54.6%)
2	ベトナム	5,743(10.8%)	33,750(39.4%)
3	アメリカ	1,095(2.1%)	496(0.6%)
4	モンゴル	952(1.8%)	691(0.8%)
5	タイ	891(1.7%)	387(0.5%)
6	韓国	288(0.5%)	373(0.4%)

※()内はそれぞれ総件数、総重量に対する割合

### ○罰則規定

- ・家畜伝染病予防法違反：3年以下の懲役又は300万円以下  
(法人の場合5,000万円以下)の罰金  
(第36条第1号第1項（輸入禁止）違反)

# 動植物検疫探知犬の概要

## 検疫探知犬とは・・・

- 手荷物の中から動物検疫の検査を必要とする肉製品や農産物を嗅ぎ分けて発見する訓練を受けた犬。
- 日本では平成17年12月に成田空港に初めて導入。
- アジアのアフリカ豚熱発生国等からの高リスク便の旅客等の検査に対応するため、主要空港だけでなく、地方空港への配備も進め、令和2年度末には、全国で140頭体制を構築

## 探知業務



対象物を発見すると、座り込んでハンドラーに知らせる。



ハンドラーからの知らせを受けた家畜防疫官（動物検疫所職員）が手荷物検査を実施。

## 検疫対象物

### 肉類



### 果物



## 動植物検疫探知犬の禁止品探知実績

(R4速報値)

46,888件

自己申告  
口頭質問等

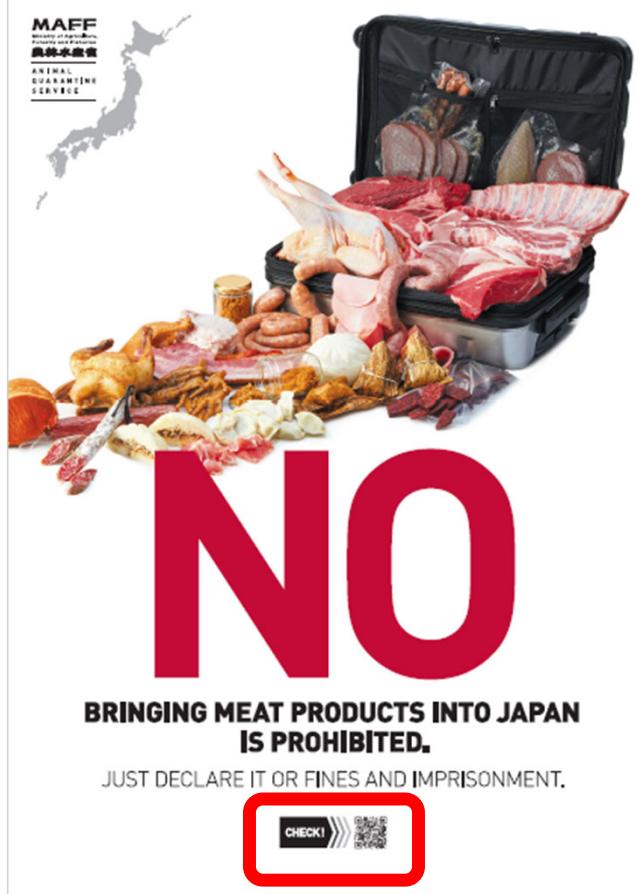
43%  
探知犬

携帯品及び郵便として持ち込まれた

禁止品等（107,373件）の43%

# 動物検疫に関する多言語広報ポスター

- 海外における疾病の発生状況やトピックスを踏まえつつ、旅行客が肉製品等を持ち込まないことを国内外に広く周知するため、職員が広報用ポスターを多言語で作成し、各空海港に掲示。
- 動物検疫所のホームページに容易にリンクできるよう、各ポスターにはQRコードを添付。



# 動物衛生に関する国際連携

- 高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）、口蹄疫（FMD）等の越境性動物疾病（TADs）や薬剤耐性（AMR）対策は、国際的な協力が不可欠であるという共通認識のもと、国際機関、G7の枠組み、獣医当局間および研究所間で連携して活動を行っている。
- また、HPAIやFMD等が継続的に発生している近隣諸国との協力関係を強化し、疾病情報の共有、防疫対策等の向上を強力に推進することにより、アジア地域の疾病の発生拡大を防止し、我が国への侵入リスクを低減。

## 国際機関との連携

任意拠出金等を通じて以下の活動を支援

### ○ 国際獣疫事務局（WOAH）

- GF-TADs (WOAHとFAOによる越境性動物疾病防疫のための世界的枠組み) の下で行われるアフリカ豚熱（ASF）等の越境性動物疾病的防疫対策
- 疾病情報の集約・分析、発信活動の強化
- アジア太平洋地域における薬剤耐性対策及び人獣共通感染症対策、獣医組織能力等の強化及び維持

### ○ 国際連合食糧農業機関（FAO）

- 危機管理センター（EMC）への専門家派遣及び活動支援
- 牛痘ウイルス・牛痘ワクチンの保管体制整備

## G7の枠組みにおける協力

### ○ G7首席獣医官フォーラム

- 2016年4月のG7新潟農業大臣会合宣言に基づき開催

	テーマ	場所	時期
第1回	AMR	東京	2016年11月
第2回	鳥インフルエンザ	ローマ	2017年10月
第3回	ASF	パリ	2019年5月
第4回	野生動物	オンライン	2021年5月

## 日中韓の協力

### ○ FMD・HPAIに関する東アジア地域シンポジウム

- 2011年から、東アジア地域におけるTADsの拡大防止に向けた情報交換を実施

### ○ 越境性動物疾病への対応に関する協力

- 3か国大臣級で署名された「越境性動物疾病への対応に関する協力覚書」（2015年9月）に基づき、情報共有等の国際協力を実施

### ○ 出入国旅客の携帯品検査等の協力強化

- 農林水産省と中国海關総署との間で「出入国旅客の携帯品及び郵便物の検査及び検疫の強化に関する協力覚書」に署名（2019年11月）

## 獣医研究所間の国際研究協力覚書（MOU）締結

### ○ 農研機構 動物衛生研究部門（日本）

⇒ロシア 2016年、2020年

⇒ベトナム 2017年、2022年

⇒モンゴル 2020年

⇒台湾 2020年

⇒韓国 2021年

⇒ドイツ 2022年